

昭和四十六年建設省令第十九号

高速自動車国道法施行規則

高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第十一条第二項の規定に基づき、高速自動車国道と道路等の連結の許可手続を定める省令を次のように定める。

（国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がない事項）

第一条 高速自動車国道法施行令（昭和三十一年政令第二百五号。以下「令」という。）第二条第四項第一号の国土交通省令で定める事項は、整備計画に車線の暫定的な整備に係る記載がある場合における当該記載の変更又は削除に係る事項とする。

第二条 令第二条第四項第二号の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- 一 天災その他不可抗力による工期の延長
- 二 物価その他の経済事情の変動
- 三 新設又は改築する高速自動車国道の存する地域地形又は地質の状況を踏まえた工法の変更
- 四 前条の変更又は削除

第三条 令第二条第四項第二号の国土交通省令で定める範囲内の増額は、国土交通大臣が、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴いて、増額の事由に応じて必要と認める範囲内の増額とする。

（立体的区域を表示する図面の縮尺）

第四条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法（以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号。第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次の各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする。

- 一 平面図 千分の一
- 二 縦断面図 水平方向は千分の一、垂直方向は三百分の一以上
- 三 横断面図 三百分の一以上

（高速自動車国道と道路等の連結の許可手続）

第五条 法第十一条の二第一項の連結許可を受けようとする者は、次に掲げる事項（法第十一条第一号に掲げる施設の連結許可にあつては第一号から第五号までに掲げる事項、同条第二号に掲げる施設（以下「利便施設等」という。）の連結許可にあつては第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項）を記載した申請書に位置図並びに連結のために必要な工事の区間及び工事の設計の概要を記載した平面図、縦断面図及び横断面図（法第十一条第一号に掲げる施設にあつては、平面図）を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 高速自動車国道の路線名
- 二 連結位置及び連結予定施設
- 三 連結を必要とする理由（法第十一条第三号に掲げる施設（以下「通路等」という。）の連結許可にあつては、当該通路等により高速自動車国道と連絡する施設が、利便施設等に該当する理由を含む。）

四 連結のために必要な工事に要する費用の概算額

五 工事の施行期間

六 連結する期間

七 利便施設等の設計の概要

八 利便施設等の事業計画及び資金計画

九 通路等の交通量の見込み

十 通路等の維持管理の計画

十一 その他必要な事項

（本線車道に直接出入りすることができず施設）

第六条 令第六条第一号の国土交通省令で定める施設は、高速自動車国道に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所とする。

（利便施設等又は通路等の構造に関する技術的基準）

第七条 法第十一条の二第二項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 利便施設等にあつては、次に掲げるものであること。
- イ 関係法令の規定を遵守するものであること。
- ロ 高速自動車国道及び通路等の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。

ハ 当該利便施設等の利用者の安全かつ円滑な通行を確保するものであること。

二 通路等にあつては、次に掲げるものであること。

イ 幅員、線形、勾配その他の構造が、高速自動車国道の構造及び交通の状況その他当該高速自動車国道及び周辺の状況を勘案して、当該通路等の連結によつて高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのないものであること。

ロ 利便施設等の規模、用途その他の状況に応じて高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすことがないように、必要な規模及び適切な構造の駐車場を当該通路等に設けること。

（軽微な変更）

第八条 法第十一条の二第五項の国土交通省令で定める軽微な変更は、幅員、線形若しくは勾配又は駐車場の規模若しくは構造の変更を伴わない通路等の構造についての変更とする。

（構造についての変更の許可手続）

第九条 法第十一条の二第五項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に利便施設等又は通路等の構造についての変更に伴う工事の区間及び工事の設計の概要を記載した平面図、縦断面図又は横断面図を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更を必要とする理由
- 三 工事の施行期間

（利便施設等又は通路等の維持管理に関する基準）

第十条 法第十一条の三の国土交通省令で定める基準は、当該利便施設等又は通路等を管理する者が、高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすことがないように、定期的に当該利便施設等又は通路等の巡回及び保守点検を行い、並びに通行の支障となる損傷の修繕又は物件の除却を行うことその他の当該利便施設等又は通路等の適切な維持管理を行うこととする。

（高速自動車国道と鉄道との交差部分の管理の方法の基準）

第十一条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、高速自動車国道と鉄道との交差部分について次に掲げる事項の全てを定めていることとする。

- 一 高速自動車国道及び鉄道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握するための点検の実施時期その他の点検に関する事項
- 二 点検の結果に応じて想定される修繕の方法その他の修繕に関する事項

（地代の差額に相当する額の算定方法）

第十二条 令第八条第一号イの地代の差額に相当する額は、近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性その他の土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）の時価に期待利回りを乗じて得た額、近傍類似の土地の純地代から算定される推定の純地代に相当する額及び利便施設等において通常得られる売上収入額に道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を勘案して算出する、高速自動車国道と連結する利便施設等（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は高速自動車国道と連結する通路等（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等によつて高速自動車国道と連絡する利便施設等（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は当該連結通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合の当該

土地との純地代の額の差額に相当する額（当該連結利便施設等又は当該連結通路等及び当該連結施設の用に供する土地に係る公租公課に相当する額が当該連結利便施設等又は当該連結通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合の公租公課に相当する額を上回る場合にあつては、その差額を控除した額）とする。

（権限の委任）

第十三条 法第二章及び第三章に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十二条第一項本文及び第二項本文の規定による決定並びに法第二十四条第一項の規定による再審査請求又は同条第二項の規定による審査請求に対する裁決については、この限りでない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年十一月二二日建設省令第一七号）

（施行期日）

この省令は、平成元年十一月二十二日から施行する。

附 則（平成一〇年九月二日建設省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年二月二〇日建設省令第四一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一六年二月一三日国土交通省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年六月一日国土交通省令第六六号）抄

この省令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成二五年九月二日国土交通省令第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年九月二日）から施行する。

附 則（平成二六年五月二八日国土交通省令第五二号）

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二六年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二七年二月一八日国土交通省令第八〇号）

この省令は、高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令（平成二七年政令第三百八十五号）の施行の日（平成二七年十一月十八日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二三三号）抄

1 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年九月二八日国土交通省令第六八号）

この省令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二八年九月三十日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国土交通省令第三一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月九日国土交通省令第四七号）

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年九月二四日国土交通省令第五八号）

この省令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。